

落札者決定基準 (さかいっこひろば運營業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置するさかいっこひろば運營業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \text{(100 点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \text{(50 点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \text{(50 点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「④相談対応」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 50 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が30点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①運営方針・事業活動実績	・運営方針は、本業務の目的に沿っており、効果的かつ適切な業務の履行が期待できるか。 ・事業者のこれまでの活動実績やノウハウを活かした業務運営が期待できるか。	5 点	1	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
②運営体制	・業務責任者及びスタッフについて、必要な資格や知識・技術等を有する人員が必要数配置され、業務運営を十分に実施できる職員体制が整っているか。 ・社内のバックアップ体制は具体的で適切なものか。 ・スタッフの資質及び支援技術を向上させるための研修等について、効果的な内容であるか。	5 点	1		
③交流促進	・子育て中の親子等が気軽に利用できるような取組や方法が具体的に示され、効果的であるか。 ・子育て中の保護者同士の交流や利用者と地域の交流の取組や方法が具体的に示され、効果的であるか。	10 点	2		
④相談対応	・相談対応の考え方や対応方針等が専門的かつ利用者に寄り添ったものであり、適切に支援できる内容となっているか。 ・保護者等が気軽に相談できるような取組や方法が具体的に示され、効果的であるか。 ・対象者の状況、希望、困りごと等の把握や信頼関係の構築について、効果的な技術や工夫が提案できているか。 ・専門的対応を要する相談への対応について、行政をはじめとする専門機関との連携がスムーズに行えるような取組や方法が具体的に示され、効果的であるか。	15 点	3		

⑤講習会・イベント等	・子育て・子育て支援に関する講習等について、子育て親子等が興味を引き、参加したくなるような企画が提案され、効果的であるか。また、単独で実施する講習等だけでなく地域団体（ボランティア団体、子育てサロン、サークル等）と協働した効果的な講習会・イベント等も企画しているか。 ・提案された企画は目的が明確であり、講習後も子育てに役立つ内容となっているか。また、地域においてこどもと関わる子育て支援の担い手育成に資する内容となっているか。 ・提案された企画は特定の内容に偏っておらず、対象者の特性等に配慮され、効果的であるか。	10 点	2		
⑥安全衛生対策・個人情報保護	・安全衛生対策や危機管理体制が具体的に示され、適切かつ効果的な内容となっているか。 ・個人情報保護の考え方や措置等が具体的に示され、適切かつ効果的な内容となっているか。	5 点	1		
		50 点（満点）			